



「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正により、
国は基本方針を、地方公共団体は国の基本方針に基づき
マンション管理適正化推進計画を
作成することができるようになりました。

<本日の内容>

熊本市マンション管理適正化推進計画の【素案】について

ご審議をお願いします。

2.計画に定めるべき事項

改正マンションの管理の適正化の推進に関する法律(令和4年4月施行)

第3条第2項（国が定める基本方針）

- (第1号)マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項
- (第2号)マンションの管理の適正化の推進に関する目標の設定に関する事項
- (第3号)管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針(マンション管理適正化指針)
- (第4号)マンションがその建設後相当の期間が経過した場合…(中略)…の合意形成の促進に関する事項
- (第5号)マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- (第6号)マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項**その他推進に関する重要事項

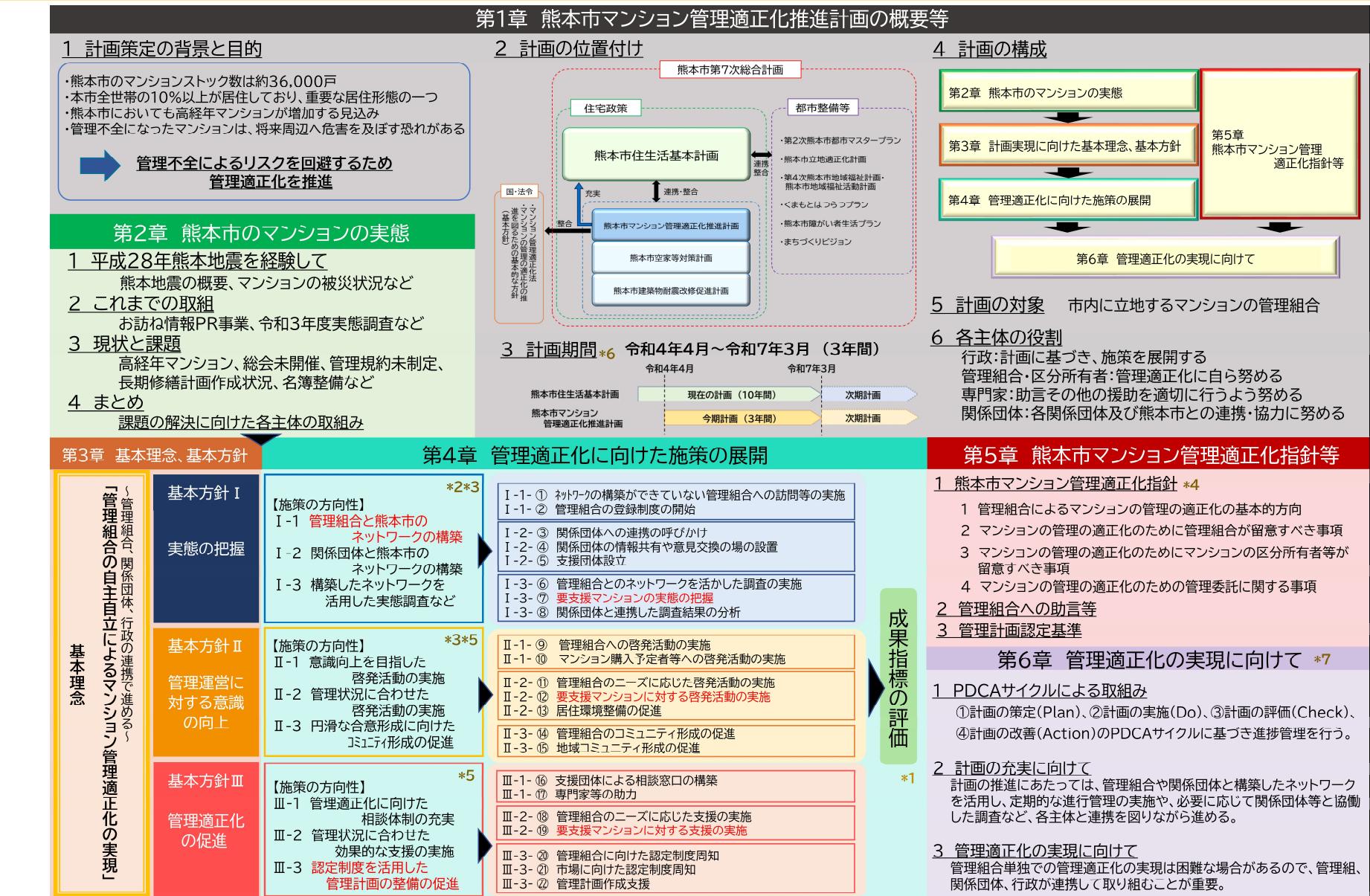


第3条の2第2項（マンション管理適正化推進計画に定める事項）

- (第1号)区域内におけるマンションの**管理の適正化に関する目標**
⇒ **成果指標(第4章第3節) *1**
- (第2号)区域内におけるマンションの管理の**状況を把握するための措置**に関する事項
⇒ **基本方針 I (第3章第2節、第4章) *2**
- (第3号)区域内におけるマンションの管理の適正化の**推進を図るための施策**に関する事項
⇒ **基本方針 I、基本方針 II、基本方針 III (3章第2節、第4章) *3**
- (第4号)区域内における**管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針**
⇒ **熊本市マンション管理適正化指針(第5章) *4**
- (第5号)マンションの管理の適正化に関する**啓発及び知識の普及**に関する事項
⇒ **基本方針 II (第3章第2節、第4章) *5**
- (第6号)**計画期間**
⇒ **計画期間(第1章3節) *6**
- (第7号)**その他必要な事項**
⇒ **計画の推進に向けて(第6章) など *7**

アスタリスク(*)で計画の全体概要に記載箇所を示しています。

3.計画の全体概要



4.事前説明でのご意見

①認定取得により、管理組合がメリットを得られるようにすべきではないか。認定取得マンションが公表されるなど。

→ 認定取得済みのマンションの公表は、マンション管理センターで行われる。市としても、認定マークを作り配布するなどの検討とともに認定を受けることがメリットとなるように周知を行いたい。

②宅建業法での管理組合の管理状況の周知義務はあるのか。

→ 分譲業者が行う重要事項説明の項目として、「修繕積立金等に関する規約等の定め」「通常の管理費用の額」「マンション管理の委託先」「建物の維持修繕の実施状況の記録」がある。

③管理組合に防災等の義務はないのか、管理規約に盛り込まれているとか。

→ 標準管理規約においては防災の規約はないが、災害時の理事が専有部分に立ち入ることができる規約例などはある。また、熊本市マンション管理適正化指針においても、防災に係る計画の重要性などについて記載している。

④熊本地震によるマンションの修繕や建替えの事例を紹介してはどうか。

→ 素案に追加します。

⑤計画期間が3年では、短いのではないか。

→ 熊本市住生活基本計画の現計画の終期に合わせ3年間としている。

⑥専門家派遣などの支援に際しては、登録を条件としては。

→ そのように運用していきたい。

⑦うまくいっている例があったほうがよい。情報を収集し、管理組合が「それは大事」と思うように周知することで意識向上につながるのではないか。

→ 意識向上につながるよう情報の出し方も検討していきたい。